

## 住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳閲覧状況を公表します。

令和7年度分（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

### ◆国又は地方公共団体の機関による閲覧状況

閲覧年月日	国、地方公共団体の名称	請求理由の概要	閲覧に係る住民の範囲
請求なし			

### ◆個人又は法人による閲覧状況

閲覧年月日	申出者氏名(名称)	代表者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和7年6月17日	株式会社東北情報センター	代表取締役社長 土田 稔	孤立・孤独の実態を把握し、効果的な事業を実施するため、山形県における世代毎の孤独・孤立の状況を把握し施策検討の基礎資料とすることを目的に「人々のつながりに関する基礎調査」を実施するに伴い、調査対象者を抽出する。	横田尻に在住する令和7年6月1日で満16歳以上の18名
令和7年7月10日	一般社団法人 輿論科学協会	理事長 井田 潤治	情報通信政策の策定及び評価のための基礎資料とする。	20歳以上(平成17年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯数の多い4地区のみ)172名